



JSG ニュースレター

外国籍「特定専門人材」の租税優遇措置について

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2017年11月に多くの外国籍専門人材を誘致を目的とした「外国籍専門人材の招聘と雇用法」が公布され、その中で外国籍特定専門人材への労働許可、ビザ、居留、保険、税金、退職等の待遇向上が図られています。

また同法の公布に伴い、財政部が「外国籍特定専門人材の所得税減免弁法」を制定し、2018年2月8日に施行されています。これにより、一定の条件を満たす外国籍特定専門人材は、同弁法に規定されている租税優遇を利用できます。

上記二法の主なポイントは、以下の通りです。

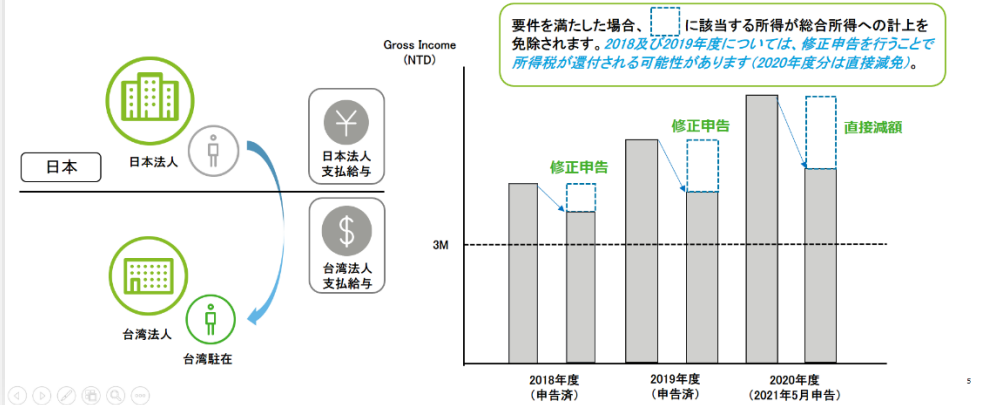
- ①外国籍特定専門人材が、台湾で専門事業に従事する場合に雇用主を介さずに自由に転職が可能となる「就業ゴールドカード」の申請が可能となった。
- ②外国籍特定専門人材の招聘雇用の許可期間が3年から5年に拡大された。
- ③外国籍特定専門人材が台湾での居留権を取得し、かつ給与所得が新台幣ドル 300 万元を超過した初めての年から起算して3年間は、滞在日数 183 日以上の要件を満たした課税年度ごとに、**給与所得が 300 万元を超過した部分の課税を半額にする優遇措置を設けた。**

上記の特定専門人材の租税優遇措置については、多くの日系企業において金額的なメリットが大きいことが実務によって明らかになってきていますので、まだ適用を検討されていない日系企業におかれましては、早期にご検討いただければ幸いです。

勤業衆信聯合會計師事務所
日系企業サービスグループ (JSG) 一同

外国籍特定専門人材の租税優遇措置 (3)適用イメージ

関連する租税優遇措置は、各要件を充足した場合、2018年度の確定申告分から適用が可能です。日本法人及び台湾法人でそれぞれ支払う給与収入から計算した給与所得の合計がNTD300万円を超過した部分は、所得総額への計上が減免されるため、**過年度申告分については所得税の還付を受けられる可能性があります。**



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)

台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。